

Title	精神薄弱者施設桃花塾児童部の建築計画：福祉施設の設計（2）
Author(s)	碓井, 隆次; 岩崎, 乾一; 平塚, 哲郎
Editor(s)	
Citation	社会問題研究. 1967, 17(3・4), p.18-38
Issue Date	1967-10-01
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10466/7447">http://hdl.handle.net/10466/7447</a>
Rights	

## 精神薄弱者施設桃花塾児童部の建築計画

——福祉施設の設計(2)——

碓井隆次  
岩崎乾一  
平塚哲朗

### 一 企画担当者

桃花塾は、大正五年岩崎佐一によって大阪に開設された精神薄弱者施設である。この種施設でこれに先んじるのは、明治二十四年、石井亮一によって東京に開かれた瀧野川学園、明治四十二年、脇田良吉によって京都に開かれた白河学園である。すなわち、桃花塾は、わが国で第三番目に開設された精神薄弱者の収容保護の施設であって、創設以来五十年をこえたことになる。

最初は大阪市内に開設されたが、昭和九年に、現在の大阪府富田林市喜志に移され、昭和三十二年には成人部が増設され、現在に及んでいる。今回改築したのは、成人部、本部、教室、遊戯室を除く、児童関係の諸建築である。これらは、大正十二年建築の木造二階の児童居室を中心とする老朽化した諸施設、計五棟、一、〇四三m<sup>2</sup>（三一六坪）で、それを撤去して、鉄筋コンクリート二階、のべ一、二三三m<sup>2</sup>（三七四坪）を新築した

ものである。

近時は、精神薄弱者問題がとみに社会の関心を集め、施設の新設も諸処に見られるが、その特異性に応じたモデルプランが出つくしたわけではない。いったい、重度精神薄弱児施設の建築造園には何が要求されているのか、われわれがこの課題意識をもって、企画設計にあたること一年有半、部分的、全体的な会議、打合せ会をもつこと、恐らく数十回に及んだであろう。ようやく案が凝固し、図面が完成し、株式会社大林組によって着工されたのが、昭和四十一年十二月、四十二年九月には落成をみて、すでに使用されている。

この企画設計の担当者は、関西福祉建築造園研究会を中心とする、下記のメンバーである。

企画 岩崎乾一 碓井隆次 平塚哲朗

建築設計 藤田昌美 進藤凡海

造園設計 浜田紀子 田中稔子

なお右のほか、調理室については待井和江、造園企画については岡本諷明、心理学については倉戸ヨシヤ、運動機能については三宅照子、生活指導各般については桃花塾職員の各位から助言を得た。また、大阪周辺に諸施設には、設計グループが訪問し、現場に即応した各種意見の提供を受けた。

## 二 基本的要件

- (1) 児童定員——六五名定員として企画した。居室面積は、児童一人につき二・四七 $\text{m}^2$ （〇・七五坪）以上、一室一五人以下、八歳以上は男女別室と、児童福祉施設最低基準には規定されている。これによって居室総面積は得られるが、問題になるのは男女の比率である。精神薄弱児は明らかに男子に多く、女子に少ないが、その男女別定員を明らかにし得ない。入所児童の男女の比率の変化に感じ得るだけの計画が必要であ

る。この点、病院のベッド数のような決定的な定員規定は当を得ない。このような理由から、男子四〇〇～四百人、女子二〇〇～二百五十人の収容が可能な計画を立てることにした。

また、現在の精神薄弱者対策の方向、及び、従来の多くの施設がたどった歩みを参考した場合、定員増加の行なわれることも予想しなければならない。この点、一〇〇人までの増加があり得るとし、男子六〇〇～七百人、女子二五〇～四〇〇人と予想することにした。定員増の場合は、居室、便所、当直室などの増設をしなければならぬが、その増設部分の配置を予定するとともに、食堂、調理室、浴室、洗濯設備などは、その人員増に耐え得るだけの企画が必要になる。

(2) 児童の年齢・体格——この施設の対象年齢は、児童福祉法によるから十八歳が限界である。現在は、幼児は少ないが、今後の入所は低年齢化することも予想される。男女別の定員を明確にし得ないと同様に、年齢別定員も明らかにできない。従って、就学年齢前後の児童の入所も考えておかなければならない。重度精神薄弱児は、明らかに体格が悪い。この施設のほとんどの児童は、身長・体重・胸囲ともに、各年齢の標準より劣っている。とはいえ、全員が例外なく劣るわけでもなく、その劣位がはなはだしくないものも多い。ということ、諸設備も、幼児の体格から青年の体格に應じるものを考えなければならぬことになる。

(3) 精神発達の遅滞——旧来からの精神薄弱の段階区分に従えば、ここの収容児童は、IQ二〇〇～二五〇以下（測定不能が多い）の白痴と、IQ五〇以下の痴愚である。これを越える例外も僅かはあるが、下の限界は歩行もできないような極端な遅滞のものや、はなはだしい、体不自由を伴う重症心身障害児は、この施設の対象ではない。白痴といえば、精神発達が乳児の段階を越えないもの、痴愚といえば、それが幼児の段階を越えないものと考えればよい。いわゆる抽象的思考能力とか、事態の変化に應じる判断力は著しく欠けているのは勿論であるが、言語表現に達しないで叫びだけのもの、食事、排泄、着衣、脱衣、衛生など身辺処

理の困難な児童が多い。身体の各種の運動機能は、ほぼIQに比例して遅滞している。安全についても特別の注意を必要とする、外部に迷い出て帰れなくなることもある、けんかなども普通の児童では考えられないようなことをする……その特殊性は枚挙にいとまがない。しかし、これらのことから建築の企画に求められるのは、絶えざる指導、訓練を必要とすること、閉ざれた精神機能を刺激し開発すること、常に指導者の管理下におくことといえよう。

(4) 付随する障害——二重三重ということばがよく使われるが、重度精神薄弱には知能遅滞以外の障害の伴なっている例が多い。その一つは運動機能の障害である。前記のように、精神薄弱には精神発達に相応する運動機能の遅れがみられるが、これとは別に脳性小児マヒの場合などは、程度の差こそあれ、し体不自由が伴っている。そのはなはだしい重症心身障害児は、この対象外であることは前記のとおりであるが、手が不自由、足が不自由だという児童は多い。また、し体不自由とはいえないが、蒙古症の場合などは、運動の異常がみられる。

言語能力の遅滞とならんで、脳性小児マヒの場合には、発音のマヒがともなう。この他、例は少ないが、視力、聴力の障害もある。

精神面では、各種の異常癖や情緒障害の伴なうものが多いこと、例は少ないが小児自閉症の児童の入所することも注意すべきである。また、重度精神薄弱に例の多いのはテンカンである。

これらの点から建築企画として考慮すべきことは、治療、訓練の場として考えるとともに、安全、管理への関心がじゅうぶんなければならないということである。

(5) 健康——重度精神薄弱児は、体格が悪いばかりでなく虚弱である。体温が低いとか、痛覚が鈍いとか、内臓が弱いとか、生理的、器質的な異常のあるものが多いし、また、短命であるとされている。しかし、虚弱

で病気にかかりやすいことの原因には、食生活その他の生活習慣に節度がないこと、衛生觀念の欠徐していることなどもあげられる。このような点から建築企画に求められることは、健康、衛生の条件に特に留意することである。

- (6) 人格形成——精神薄弱児には情緒障害を伴うことが多く、また、人格形成諸般の発達の遲滞も見られる。しかし、一方には、環境の圧力からくる人格のひずみのあることも注意しなければならない。近隣からの軽視や差別待遇ばかりでなく、家庭内でも特別の扱いを受けたり、親の過剰保護があつたりする。また、家庭の条件からすれば、現在の養護施設のように崩壊家庭の児童の集まりではなく、正常な家庭の児童が多いが、精神薄弱児が一人いれば、家族の中に大なり小なり問題を投じることになり、崩壊家庭でないまでも、家族の人間関係に困難をはらむことも多い。このような環境から離して、施設に収容すると、抑圧がとれ明るくなる傾向もあるが、建築企画としても、解放、明朗などの要素を強調し、人格の健全育成の場としなければならぬ。また、家庭から分離された児童である点からは、家庭的な温かさも考えなければならぬ。

さらに、施設を訪問してくる保護者とわが子との面会、保護者と職員との面接も、建築企画では重視しなければならない。親子の面会には、水いらずの要素も必要であるが、親に来てもらえない児童への影響も考えなければならぬ。また、保護者と職員の面接には、しばしば私生活にわたる秘密事項もある。

- (7) 職員——児童收容施設の方式には、大舎制と小舎制、あるいは寄宿舎制と家庭寮舎制の両端がある。その利害はともかくとして、公営施設は前者に傾きつつあるのに対して、後者は民営施設の特色となっていることが多い。この施設は、いわばその中間を行こうとするところに特色がある。すなわち、塾長、あるいは家族持ちの職員が施設の一部に住みこんで、指導の中心となり、他の指導員や保母は当直するか住みこんで養

護を担当する行き方である。特別の情緒障害のある児童は、一般の居室から離して、私宅部分に引き取られることもあり得る。このような家庭的なものを盛りこみ、かつ昼間、夜間の管理を能うかぎり容易にすることが求められている。

以上のほか、新入所児童の同伴保護者や実習学生の臨時宿泊、用務員の住みこみ、被服の洗濯、整理、保管など、この企画に求められているものは多端にわたるが、中心の課題は、重度精神薄弱児の養育、訓練、治療などの特殊性にいかに応じるかにある。

### 三 建築敷地の条件

敷地は、西に連なる丘陵から東に向かって張り出している山林を中心とする七五、九〇〇m<sup>2</sup>（二、三〇〇坪）である。南には貯水池をへだてて道路があり、道路から敷地への入口は貯水池の堤防となっている。東は平地となり水田が開けているが、宅地造成が諸処に進んでいる。この平野部の約六〇〇m東を近鉄南大阪線がはしり「喜志」の駅がある。北は谷をへだてて山林に隣接している。

構内の山林は松その他の雑木におおわれ、小径が四通し、睡蓮池あり、遊具を配した小運動場ありで、自然をよく保存した好環境であるが、椎茸栽培も行なわれている。この山林の北と東のすそには畑があつて野菜、花の栽培が行なわれている。職業指導の園芸であるが、食料自給の意義も決して小さくはない。東南部には、成人部（男子のみ）があり、ブロック製産設備が隣接している。本部、教室、遊戯室と、今回改築した児童部は、貯水池を前にひかえた敷地の南東部に集められている。（参照、配置図）

改築の児童部は、この広い敷地内の他の位置に建築してはという意見もあったが、北と西に山林を負い、貯水池に向かって東南に傾斜するこの位置を選んで、旧児童部がおかれた理由はよく納得される。東南を受ける

から日照条件はなほだよい。冬の日をよく受けるとともに、夏の日は山林でさえぎられる。また、冬季の主要風向は、北風又は北西風であつて、これは背後の山林によって防がれる。旧児童部は、この東南を受けた斜面に、三段にわけて建てられていたが、その傾斜や高低には、あまり大きな土地造成の要もない。

このような自然条件ばかりでなく、門や本部その他との関連、旧造園と新造園への配慮などから、今回の改築も、旧児童部を撤去して行なうことになつた。

台風のときは南の風が強い、大雨のときは西側のミゾにかなりの流水が集まることは留意を要するが、地質調査もあり特別な土地造成をしなければ地盤にも大して問題はない。数年前の大雪で、山林の松が倒れ、家屋の雨樋が破損したくらいが、被害の歴史といひ得るものである。

ガスは来ていないからプロパンを使用する。水道はきているが、その敷設以前に使っていた湧水が、北西隅にある。

#### 四 建築・造園設計の概要

児童部改築の敷地は、西はミゾを境とした隣接の丘陵、北は本部下の崖、東は門から本部への道と、既設の遊戯室、南は貯水池に区切られた、東西約四〇m、南北約五〇m、面積約二、〇〇〇m<sup>2</sup>の傾斜地である。この最上段にあつた旧児童部本館と、最下段にあつた旧男子居室棟との地盤の差は三・七五mであつて、中間部は約五分の一のスロープになっている。この範囲に、前記の要求を満たす建築と造園をいかにおさめるか、これについては、いろいろの意見や案が提出され、その論議にかなりの時間を使ったが、われわれの到達したのは平面図に示すようなプランである。その要点と理由をあげれば次のとおりである。（参照、平面図）

(1) 北西カギ型——二階建ての北棟と西棟をカギ型に配して、内庭をいだし、建物の主要開口面をこの内庭に

向かわせた。このような配置をとれば、日照条件がはなはだよくなる。冬の朝の日照は南に偏するから、朝から暖かい。夏の太陽は北に偏するから、開口部にあまり入らない。また、冬の北西風は、背後の山林でも相当に防ぐが、北西カギ型の建物もその防壁となつて、内庭に入らない。このようなわけで、屋内、屋外を一体とした、解放的で健康な生活が、四季を通じてもたらされる。

将来の増築が行なわれる場合は、敷地の南よりにそれを配し、全体を逆コの字型にする。こうすることに よつても、上記の条件は満足される。しかし、このような自然環境条件とともに、今一つ考えたことは、見通しをよくし、管理を容易にすることであるがこれについては後述する。

- (2) 北棟、西棟の地盤の差——断面図に示したように、西棟は北棟よりも一・四m(階高の二分の一)だけ低めてある。すなわち西棟の階上の食堂は、北棟の中二階の高さにあり、これに向かつて、北棟の階上、階下からスロープを設けてある。こうした理由もいろいろあるが、基本的には、南に向かつて傾斜する地形に應じたということである。地形に素直に応じれば、土地の造成も僅少ですむし、基礎工事も楽になつて、経済である。しかし、単に経済であるばかりでなく、南に向かつて低くなるという土地そのものの自然環境条件の良さを活かすことにもなる。南に増築棟ができた場合、それが低まつておれば、それだけ日照も良くなるし、展望もさまたげない。南棟を平家にするか、二階建てにするかなどの予定はないが、上段の北棟との地盤の差が3mをこえていることは、ほぼ一階の階高の差である。西棟がその中間の二分の一階高だけ低めてあれば、増築の場合も、全体の連なりが自然になる。しかし、このような増築の場合を考えなくても、中二階の高さにある食堂と、北棟の階上、階下との連絡は、スロープによつて、各二分の一階高の上り下りで足りることになる。

- (3) 管理部門——事務室、面接室、施設長居室の主要管理部門は、すべて北棟の東端の階下、階上に配した。

ここに配した理由は、本部に近いこと、外部からの入口にあるなどの利便とともに、管理を容易にするためである。管理のすべてが見通しではないが、見通しの良さはその基本要件である。この部分の南面は3m突出してあるが、こうすることによって、建物のほとんど全部と内庭は一望の内におさめることができる。児童の生活状況は常に把握され、負傷、けんか、迷い出などの事故防止にもなる。

北棟階下は女子居室であって、その東に隣接して保母当直室二と医務室をおき、男子指導員の当直室は、二階男子居室の西端にとり、特に夜間管理に留意した。西棟階下は経費の關係で現在は内部造作を取止めピロティイ状にしてあるが、この東側には住みこみ事務員の居室をおくことを予定している。このような当直室、居室の配置によって、建物全体の、特に夜間の管理を考慮した。単に児童の事故防止ばかりでなく、盗難、火災などに対する保安も重視しなければならない。

(4) 児童居室・広廊下——北棟の階下に女子居室二、階上に男子居室三をとった。男子居室を多くしたのは、男子入所児童の多いためであるが、男子を階上に、女子を階下におくことには、特別な養護上の理由はない。総二階の建物では、階上の方に余裕ができ広い空間がとり易いからである。

居室の構成については、次のように考えた。居室の一般通念は、他人に防げられない安定した生活の場を提供することにあるが、重度精神薄弱児の場合は、事情がやや異なってくる。精神発達が乳幼児の段階をこえない児童は、指導者の把握下にある生活時間の比率が高くなる。このことは居室内で私生活を楽しむような生活場面は少なく、居室はむしろ寢室の要素が強いということになる。このようなわけで、昼間屋内生活の主な場として、居室の前面に、巾二・八mの広廊下をとることにした。明るく暖かいこの広廊下は、遊びの場所として好適であろう。また、管理も容易である。

夜間生活に重きをおいた居室については次の諸項目に留意した。重度精神薄弱児には夜尿癖がはなはだ多

く、また、大便失禁もまれではない。そのため、階上、階下とも便所を居室の西隣にとった。また、室内をたたみ敷きとすることも不適當である。普通の乳幼児とは異なり、体格に相應して排泄量も多いから、ふとんを通してたたみまで湿気がきて、腐ることもある。従つて、たたみを全廃して、左右に床よりも三〇cm高い段をつくり、その上面はすべて耐水合板張りとした。ここに適當な敷物と寝具を使用して寝せることにしたが、その敷物、寝具の材質は何が適當であるかは将来の課題として残す。

寝台は、定員を固定し、夜間に児童がよく落ちるし、わらぶとんなどの材料にも問題がある。ただし、夜間に特別な処置を要する少数児童の扱いは、寝台でないと不便である。このようなわけで、普通の男女居室の便所に近い部分と、階上西端の特別居室には、寝台を用いることにした。なお、特別居室は、必ずしも常用するものではなく、一般児童と分離を要する特殊な児童、新入所児童やその同伴保護者、その他の不使用時には、実習学生、来訪保護者などの臨時宿泊にあてることもできる。

山林と田園をひかえたこの地は、ハイ、カ、その他の昆虫の発生も多く、窓にはすべて網を張ることにした。虫にさされても無関心であれば、ノミの発生なども多くなる。このような意味からも、ノミの発生しやすいたたみは望ましくない。居室の内部はノミなどの発生するすき間をできるだけ少なくすることにした。

夜尿癖児童を夜間に起すことも骨がおれるが、精神薄弱児の夜間の管理は普通児童よりはるかに重要である。単に寝具を脱いでいるという程度以上に、各種異常癖もある。性的悪癖なども、普通ではない。その他、事故の可能性もある。夜間の見廻りの際に、各室すべての戸を開けなければならないのは不便である。外国の例にも、ベッド・ルームを大部屋にしているのがある。プライバシーと管理の両面からすれば、乳幼児や精神薄弱児の場合には後者を重視しなければならない。このような理由から、廊下に面する居室の戸には透明ガラスを用いることにした。廊下を歩けば、各居室とも内部がみえるようにしたが、できあがった結

果からすると、あまりにあげすけで、いまし不透明ガラスを加えるのがよいと思われる。

(5) スロープ——スロープによって、北棟の階上、階下から、中二階の高さにある食堂と結ばれていることは前記のとおりである。スロープは $\frac{1}{2}$ スロープであるから一階登るがためにも、高さの八倍の二〇m強の長さが必要になり、面積をくい、経費も高くなる。この建築では、その下を食堂階下への通路にとってあるが、一般的には下を倉庫その他に利用すれば、いちじるしい経費高とはならない。しかし、明らかに経費のかさむスロープを用いたのは、よりよく敷地の傾斜に応じるといふこともあるが、児童の特殊性のためである。

重度精神薄弱児には、運動機能に障害のある者が多いことは前記のとおりである。階段の上り下りに困難であるとか、負傷のおそれのある者もある。このような意味から、このスロープには手すりをつけてある。しかし、このように特に障害がなくても、児童施設では階段は危ない。個人宅でも、階段はしばしば大きな事故の原因となる。それが集団生活となると非常時の待避にも心配である。また、児童、職員を通じて、階段は物の運搬に不便である。特にこの施設ではよごれた寝具の運搬の頻度なども高い。

以上のように、スロープを用いたことには、児童の生活の便利、安全という意義が大きいが、いま一つこれに期待しているのは運動機能の訓練である。昭和三十七年に大阪市浪速区にできた愛染橋保育所にも同様なスロープがある。この企画の際には未経験なものへの不安があった。階段も危ないが、スロープを走り加速度がついて幼児が負傷をしないか、という不安である。しかし、使用数年の経験の結果は逆である。大阪都心部の児童には、坂道を走って上下するような経験がない。わずかの坂道を走らしてもころぶが、この保育所の幼児はころばない。それだけ身体のバランスを保つ運動機能の訓練が得られたわけで、これは安全の訓練からみても大きなことである。運動機能に障害があったり、未発達である重度精神薄弱児に対する訓練的意義も、このスロープに期待している。もちろん屋外にも坂はあるが、日々幾回も上下する生活内の

自然の訓練とともに、ここを計画的な訓練の場として使用することもできよう。(昭三八、二、新建築)

(6) 便所、洗面所——階上、階下とも居室に隣接してあることは、排泄の習慣形成の遅れる精神薄弱児であるからである。また、この位置はカギ型のカナメの部分であるから、単に居室ばかりでなく、屋内いずれの部分からも近いことになる。便所への距離があると、遺尿、失禁ともに多くなり、手がかかるばかりでなく、習慣形成のためにもよくない。便所にしても、洗面所にしても、生活訓練の場、いわば教室であって、普通よりは面積を広くしてある。手洗い、顔洗い、うがい、歯みがきなども、その自立にもたらずまでには長い訓練がいる。グループの実地訓練が行なわれるから、広いばかりでなく、ナガシも長くし、蛇口の数も多くしてある。なお、ここでは児童の体格差を考えて、ナガシは高低二種とし、小便器もストールを使用してある。また、水洗便所をつまらせるおそれがあるので、ここでは径約三〇cmの塩化ビニールの大パイプを通し、それを浄化槽に流す方法を考案した。精神薄弱児施設では、例外なく便所をつまらせている。扱いを知らない、不注意であるというだけでなく、故意に中に異物を入れるという興味によるのである。ここに用いた特別の装置には問題はあると思うが、何らかの特別の考案が求められている。また、異物を入れてつまらせるといういたずらは、便所ばかりでなく、手洗い、足洗いの排水口などにもあることで、設計に特別の配慮を要する。

(7) 浴室——浴室も、ほぼ前者と同じ意義をもっている。単に身体を清浄にするだけでなく、その指導をする場である。従って洗い場も広くとつてある。また、浴槽はいわゆるプール訓練を考えて普通より広くし、周囲にはパイプをつけ、訓練装置を取りつけ得るように天井面には鉄材を渡してある。

なお、特殊設備としては、一隅に小浴槽を別に設けて、身体のごれがひどいなど一般児童と区別を要する児童、下洗いを要する児童の入浴にあてることにした。また、し体不自由児、幼児を考慮して、大浴槽に

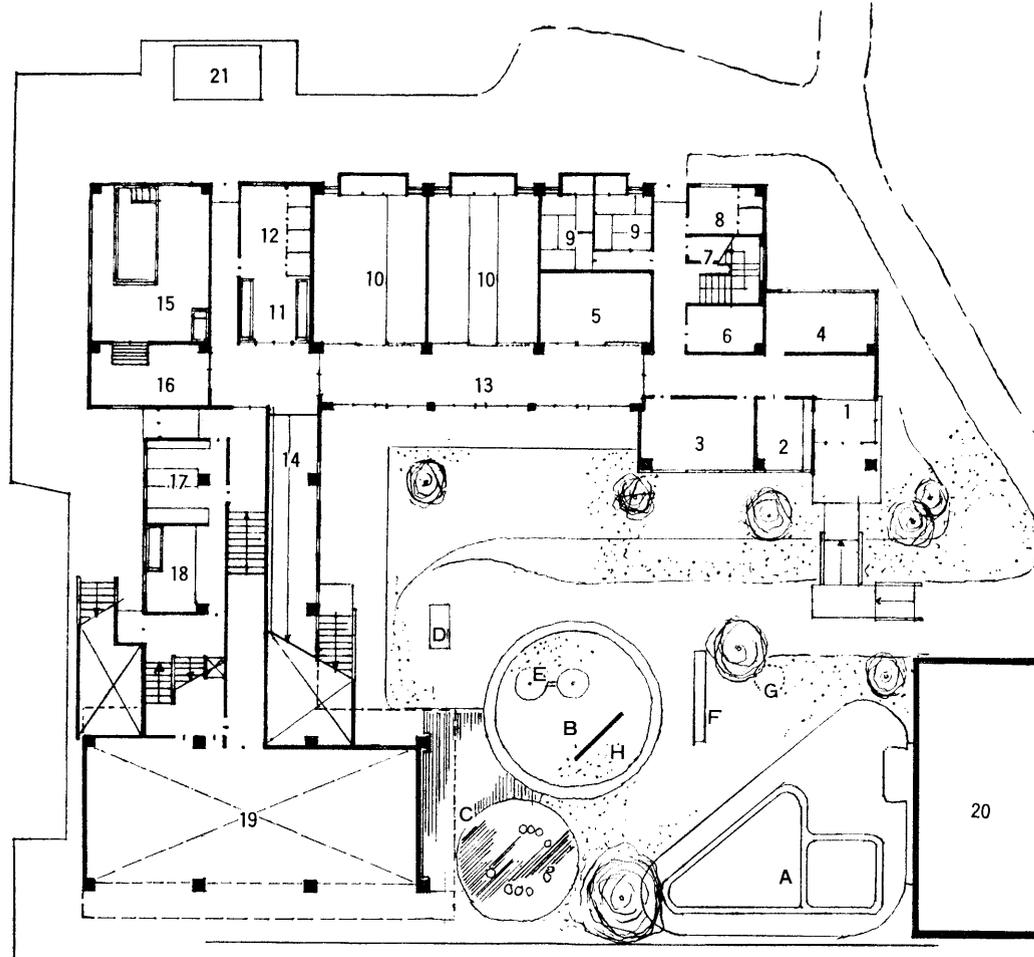
は手すりつきの階段を設けたが、手の不自由な児童のための手ぬぐいしほりにもなる。

- (8) 食堂、調理室——西棟階上に設けられた食堂は、北棟の階上、階下からスロープで結ばれ、この意味では建物の中央に位置づけられていることになる。広目にとり一〇〇名の食事を可能にしてあるのは、増員の場合の考慮もあるが、ここが食事訓練の場であるからである。普通の施設であれば、全員の会食と団欒の場であるが、ここでは職員つきまきりの食生活指導の場である。重度精神薄弱児には、食事動作の自立も容易でないが、放置すれば他人の残りものを手づかみで食べたりする。異食癖なども多いし、嗜好の特殊な者もある。

食堂に隣接する調理室内部の詳細については省略するが、能率化を考え、作業の流れがスムーズになるように設計した。食堂との間には、出し入れの小窓も設けたが、調理室の一部と食堂の床面を同一にし、ワゴンが出入りできるようにした。こうすると汁物の運搬など特に楽になるが、調理室内ではワゴンは配膳台の役もはたすことになる。なお、冬期作業中の職員の冷えこみも考えて、可能な範囲は板張りとした。固いコンクリートの上に立つことは、下からの冷えこみがひどいばかりでなく、疲労を増すものである。

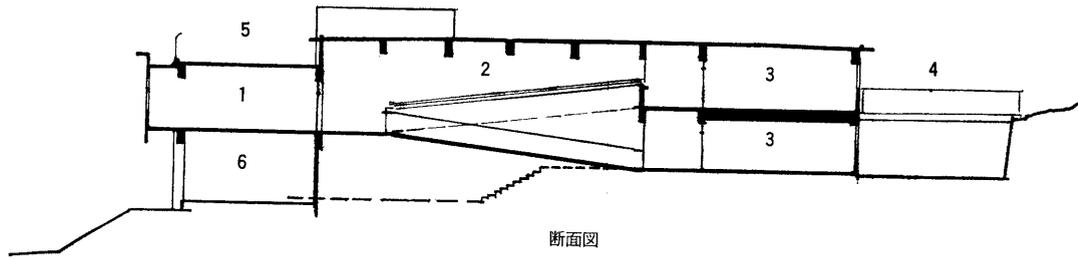
- (9) 洗濯室、衣類整理関係設備——西棟階下に洗濯室、同階上に衣類整理室及び衣類庫、食堂屋上に物干場を設け、これをリフトで結び、関連をよくしてある。この関連が悪いと能率がおちる。児童収容施設一般では、被服の量が多く、その洗濯、補修、整理、格納などのための設備が、建築全体ではかなりの比重を占める。成人と異なって、よごれや破損がひどいから洗濯回数も補修の量も多く、かつ、発育による廃棄、新調もしばしばとなる。それが精神薄弱児になるといっそうはなはだしい。遺尿、夜尿、失禁の回数も多く、量も多い。寝具のよごれだけでも大へんである。スロープを設けたのも、これらの運搬の便利も考えたからである。リフトによる連絡をよくしたのも、その能率への考慮である。洗濯をよくしても、完全に臭気がとれ

- 1 玄関
- 2 事務室
- 3 面会室
- 4 面接室
- 5 医務室
- 6 更衣室
- 7 物置
- 8 職員便所
- 9 職員宿泊室
- 10 児童居室(女子)
- 11 洗面所
- 12 便所
- 13 広廊下
- 14 スロープ
- 15 浴室
- 16 脱衣室
- 17 衣料庫
- 18 洗濯室
- 19 将来予定部分  
(暖房機械室, 汚物処理場等)
- 20 既設遊戯室
- 21 浴室ボイラー
- A 訓練用プール
- B 砂場
- C 歩行訓練場 (レンガ敷)
- D 箱式ブランコ
- E 創作遊具
- F スベリ台
- G 回転遊具
- H ネットクライミング

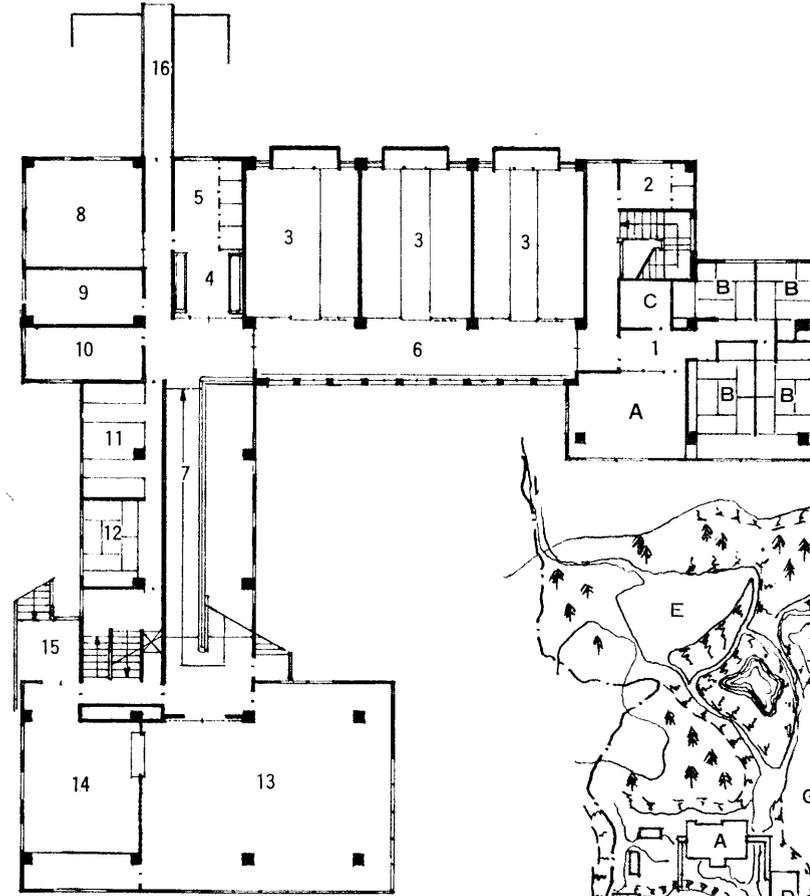


1階平面図

- 1. 食堂
- 2. スロープ
- 3. 児童洗面所, 便所
- 4. ヒナン通路
- 5. 洗濯干場
- 6. 将来予定部分



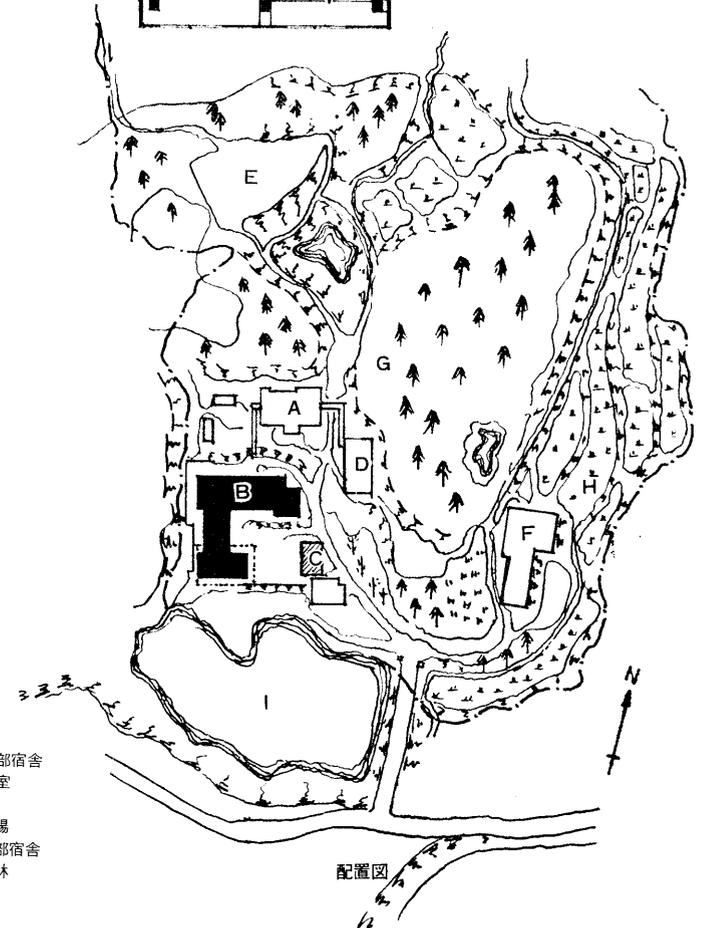
断面図



2階平面図

- 1 職員住宅
- A ダイニングキッチン
- B 和室
- C 物置
- 2 職員便所
- 3 児童居室(男子)
- 4 洗面所
- 5 便所
- 6 広廊下
- 7 スロープ
- 8 特別居室
- 9 静養室
- 10 職員宿泊室
- 11 フトン庫
- 12 洗濯整理室
- 13 食堂
- 14 厨房
- 15 下洗場
- 16 避難通路

- A 本館
- B 児童部宿舎
- C 遊戯室
- D 教室
- E 運動場
- F 成人部宿舎
- G 稚茸林
- H 農園
- I 池



配置図

ない。物干場を屋上に設けたことには、このような理由もある。

(10) 内庭——東は遊戯室、北は管理諸室と居室をふくむ北棟、西はスロープと食堂をふくむ西棟で囲まれ、ひらけた南はゆるやかな斜面となって貯水池におわっている。これが建築の前面にあって美観をそえるのはもちろんであるが、ここが日照がよく、北風はさえぎられ、四季の屋外生活の場として快適な心身の健康のための空間であり、しかも全体の見通しがよい、これが内庭に意図したものであることは前記のとおりである。北棟西隅が児童の出入口で、ここに足洗い、下足棚を設けるが、食堂前からも階段で降りることができ。可能ならば、飛石、芝生などを配して、上足のまま出られるようにすれば、屋内、屋外の関連はいっそうよくなる。しかし、この内庭には、普通の意味の健康生活のみでなく、重度精神薄弱児の心身機能の訓練の場を予定している。スベリ台、ブランコなどの既成遊具も置くが、深淺二箇の機能訓練プール、広い砂場に配したスカラプチャその他を設備した。囲いをどうするか、植栽計画をどうするかなどは、まだ決定していないが、それにも単なる美観でなく、閉され精神機能を刺戟し開発するものを考えたい。しかし、運動機能にしても、興味にしても、具体的にはどのようなものを、どのように構成すればよいかについては、さらに基本的な研究が必要であると考えられる。本誌掲載の三宅照子、島千鶴子「精神薄弱児の運動能力調査」も、それを提供してくれる好資料であろう。

## 五 建築計画及び設計の主題

基本的条件及び設計の概要のなかで、企画設計についての、一般的な問題から個々の事例にいたるまで詳しく説明してきた。

こゝでは、それらがどのようにして建築としてまとめられたか、実施案の決定から設計に至るまでの過程に

内包された主要な問題点、いいかえればこの建築の主題を中心に述べてみたい。

(1) 施設計画の条件——一般に社会福祉施設等を計画する場合には、各施設の類別による基本的条件（例えば精神薄弱者収容施設なら精神薄弱者収容施設としての条件）を満足させるよう十分な考慮をほらうことは当然である。が、更に、その計画する施設の管理運営の方針、また収容者に対する教育訓練上の考え方が、計画を決定する重要な要素になる。

特に民間施設の場合は、個々の施設がそれぞれ特性をもっていて諸方針に差がある場合が多い。今回のように、伝統ある施設の改築の場合、特にその面についての把握が十分適切でないと完成した施設の特性が全く一変してしまうこともある。しかし、以上述べたことは、過古及び現在にみられる状況をそのまま持ち込むことは意味しない。より良い方向にその特性を発展させて考えなければならないことは当然である。

施設の諸要素は前節の項目にみられるが、説明にあるように個々の要素から全体構成に至るまで桃花塾の管理運営面と教育訓練上の方針が、この計画設計の中で十分消化され、形態化されていると考えている。実施案決定まで、前記のように長い時間を費したのも、精神薄弱者収容施設としての基本的条件と、桃花塾における施設の特性とを把握し、それらを計画図の上で確認する作業のためであった。

(2) 全体計画の条件——当初二・三の計画案があったが、実施案の原案となった計画は、最初にスケッチしたものであり、結果からみれば、その他の案はこの原計画案について前述の諸条件を検証するために提出され、かつ、問題となったものと考えることができる。

すでに述べたとおり、建設敷地は、段丘状に南に低くなって貯水池に面している南北方向が長い矩形形状の土地である。そしてその中段の東側にある遊戯室一棟は当分の間撤去せずにそのまま利用すること、又、将来増築部分は貯水池に面した南側に配置することを前提とした。つぎに、この敷地には、門から本館へ通じ

る南北の通路から入るしか方法がない。門から貯水池沿いに南側に通路をつくることは、増築計画からみて不可能と考えられた。(参照、配置図)

こうした敷地条件のもとで、原計画案はほとんど実施案に近い平面及び断面の構成をとって一部を三階建にしてまとめたものであった。

ところで、二、三の計画案のうちの一つは、その全体構成を問題としたものであった。すなわち、児童の安全を考えて、児童関係室をすべて一階(地盤面上)に配置することを主題としたもので、管理棟、男・女居室棟、食堂、サービス棟等の数棟とし、食堂を軸にして内庭を囲んで配置し連結したものである。

しかし、敷地条件から建物が分散した形になる上に、建物間に多くの高低差が生じて、全体として変化が多すぎ、一括した管理体制がとれないこと、また増築計画の余地が十分確保できないことなど、管理運営上の問題が多く、廃案になった。こゝでは、建築全体がコンパクトでしかも簡潔にまとまった計画でなければならぬことが要求されているのである。

- (3) 実施計画案の決定——もう一つの主要な案は、児童の居室が主に寝室の用途となることを前提として、児童の昼と夜の生活に対してそれぞれの場(空間)を与えようと試みたものである。すなわち、食堂、広縁など児童の昼間利用空間を中心にして管理部を東側に、厨房等サービス施設を西側に配置し、そして男女児童居室(寝室)を西南の一階に配置し、将来南に増築される児童居室と関連づける計画で、簡単にいえば、実施案の食堂の位置に男女の居室が、居室の位置に食堂がそれぞれ同一のレベルで配置されたものと考えてよい。この案は、児童居室の日照、サービスヤードの位置、階の構成等についても一つの提案をしたものであった。

しかし、この案には、次にのべるように、児童居室、増築計画、管理教育方針等に関した重要な問題点が



(4) 設計上の主眼点——この実施案の設計上主眼とした点は、精神薄弱児の生活の場としてバランスのとれた感覚を基調として、家庭的落ちつき、あたくしみ、そして解放感のある空間をどのように構成するかということであった。

この案は、前記のように、広廊下をとった児童居室と、食堂と、両者を結ぶスロープの部分が、企画の上からも、また空間の上からも建築の主要な構成要素となる。

北側に並んだ居室と南側の広廊下とは、一群の児童占有空間として廊下の東西面に扉をつけて区画し、一室として構成した。そのため、居室と広廊下の間仕切は、管理上の理由もあるが、すべて透明ガラス入りの窓と扉で構成している。広廊下の南面は、一階は中庭を前にして全面引違い扉で、二階は上段引違い窓、下段はめ殺しとして床まで窓枠で構成し、解放的に扱った。また二階にバルコニーを造らなかつた理由は、児童の安全管理のためである。

スロープについては $\frac{1}{8}$ 勾配と建築基準法上いっばいにおさえて短くしたが、北側の便所前の廊下と南側食堂前のホールをできるだけ広くとって安全性を考えた。これはスロープ自体の不安感を消し視界の拡がりによって空間に落ち着きが生まれることも期待したものである。

食堂については、機能上男女両居室の中央に位置するもので建築の全体構成上のポイントとなるものであるが、一方面積上の要求もあり半地階部分より張り出させて、外観上その特徴を形態づけることができた。

その他、洗面所、便所、浴室等児童利用空間は十分に広くとり、諸設備と共に児童の生活指導、訓練の場となるよう配慮したことは、前記のとおりである。

このように、計画の主要点を建築全体として統一しながら、実施設計が完了した。しかし、設計当初、児童の生活の場すなわち館としての性格表現を強調して、マンサードのような二段勾配屋根とし、鉄板瓦葺葺

で仕上げる案であったが、予算の都合上陸屋根に変更したのは残念であった。

- (5) 色彩計画——全体として、落ち着きと明るさ、また清潔さを表現するために、クリームとグリーン系で統一した。

外観は周囲の豊富な樹木の緑に調和するように黄土色を薄めた色彩とし、窓枠は緑系の濃い灰色とした。

屋内は、設計上の主眼点にしたがって、児童空間と、食堂と、その他の部分を、それぞれ性格づけて色彩計画を行なった。児童空間は静的で明るく、食堂はやゝ活動的な感じ、その他は両者の中間的な色彩を用い、清潔な感じにまとめてみた。ただし、天井は白色で統一している。

児童空間の床（広廊下と居室の床の部分）は白色とし、広廊下の部分のみ男子（二階）は緑色、女子（一階）は赤色のタイルをとばして変化をもたせた。柱等の部分は白プラーター塗りであるが、壁は児童の安全を考慮してベニヤ板貼りとしてうぐいす色で仕上げた。

一方、食堂の床は、朱みがかかったオレンジ色で、壁はクリーム系である。

廊下その他の床は、クリーム系の灰色、壁はグリーン系の淡色を使用した。たゞし、スロープは、はつきりと視覚にうったえるよう、その部分のみエンジ色のノンスリッププータイルを使用している。

こうして、桃花塾新児童部は誕生した。これまでのべたこの建築の企画、設計の主要点は、完成した建築の外観をみ、一、二階の広廊下に立ち、また、中二階の食堂前のホールに立って周囲をみわたしたとき、十分に理解されるだろう。この建築が表現していることは、桃花塾児童部の内容そのものである。そして、生きる施設の特性を適格に把握し、よりよく発展させて、形象化しえた意味で、ひろく一般に、精神薄弱児収容施設の一つの典型になり得るものと考えている。